

平成 28 年度保育士就職準備金貸付募集要項

1. 目的

この事業は、保育士資格を持ちながら保育士として勤務していない潜在保育士の再就職支援のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的としています。

2. 貸付対象者

青森県内に住民登録をしている方で、保育士登録後 1 年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が 1 年未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から 1 年以上経過した方、かつ青森県内の下記①～⑤に掲げる施設又は事業を離職後、1 年以上経過した方又は当該施設等に勤務経験がなく、保育士として下記 [別表 1] に掲げる施設等に新たに週 20 時間以上勤務する方。

- ① 児童福祉法第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ② 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業
- ③ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業
- ④ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業
- ⑤ 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園

[別表 1]

- | |
|--|
| ア 児童福祉法第 7 条に規定する保育所 |
| イ 学校教育法第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none">・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設 |
| ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」 |
| エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの |
| オ 児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの |
| カ 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの |
| キ 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設 |
| ク 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設 |
| ケ 企業主導型保育事業 |

3. 募集人数

36名程度

4. 貸付額等

(1) 貸付額

40万円を上限とします。ただし、貸付回数は、一人当たり1回限りとします。

(2) 再就職の際に必要な経費

【例】

- ① 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ② 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ③ 保育所等で使用する被服費
- ④ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ⑤ 保育所等への通勤に要する移動用自転車の購入費 など

5. 貸付利子

貸付利子は無利子です。

ただし、返還が生じ返還期限を過ぎた場合は、返還すべき額につき年5%の延滞利子が発生します。

6. 連帯保証人

貸付けを受けるに当たっては、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。

貸付申込者が未成年の場合は、貸付申込者の法定代理人(親権者等)が連帯保証人となります。

ただし、法定代理人が連帯保証人として、債務を負担することが難しい場合は、親権者を除く扶養義務者等を連帯保証人として立てていただいても差し支えありません。

7. 返還の免除

青森県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ2年間引き続きこれらの業務に従事したときは貸付金の返還が全額免除されます。

(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。)

8. 返還

就職準備金の貸付けを受けた方が、次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、その事由が生じた日の属する月の翌月から6か月以内に月賦又は半年賦の均等払い方式等により、貸付金を返還していただきます。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 就職準備金の貸付けを受けた方が、青森県内の保育所等において児童の保護等に従事しなかったとき。
- (3) 就職準備金の貸付けを受けた方が、従事期間が2年に達する前にその業務に従事しないこ

ととなったとき。(業務上の理由により死亡し、又はその業務に起因する心身の故障のためその業務に従事できなくなったときを除く。)

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

9. 申込み

就職準備金の貸付けを受けたい方は、次の書類を、青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に提出してください。

①就職準備金貸付申請書(様式第 1-②号)

②世帯全員の記載のある住民票

③保育士証の写し

※保育士登録が行われてからの期間が1年未満の場合は、養成施設を卒業したことを証明する書類若しくは保育士試験合格通知書

④保育所等で勤務経験がある場合は、直近の離職を証明する書類（離職票又は業務従事届(様式第 10 号) 等)

⑤新たに保育所等に就職すること（又はしたこと）を証明する書類（内定書又は業務従事届(様式第 10 号) 等)

※各種様式については、県社協 HP からダウンロードするか、県社協までお申し出ください。

10. 募集期間

平成 28 年 11 月 28 日～平成 29 年 3 月 31 日

11. 貸付決定方法

県社協において審査を行い、貸付の可否を決定します。

貸付決定した場合は、決定貸付通知後、社会福祉法人青森県社会福祉協議就職準備金貸付契約書(以下「契約書」という。)を交わします。

12. 貸付方法

契約書に記載した交付日に、貸付申込者又は法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みします。

13. お問い合わせ先・書類の提出先

〒030-0822 青森市中央三丁目 20-30 県民福祉プラザ 2 階

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 生活支援課

TEL 017-723-1469